

令和7年台風15号に伴う災害における 住宅の応急修理制度について（災害救助法）

災害救助法に基づき、被害認定を受けた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を行う制度です。

■対象者（世帯）

- ・大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の「住宅」被害の認定を受けた方
 - ・自らの資力では応急修理をできない方
- 災害救助法に基づき、被害認定を受けた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を行う制度です。

■応急修理の範囲

「住宅」の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所に限ります。
（畳や壁紙等のみの張り替えや家電製品は対象外です。）

■応急修理の限度額（1世帯あたり）

- ①大規模半壊、中規模半壊、半壊・・・739,000円以内
- ②準半壊・・・358,000円以内

■申込み提出必要書類（工事着手前に提出してください。）

- ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ・資力に関する申出書（様式第2号）
- ・り災証明書（吉田町福祉課にて申請・交付）
- ・工事施工前の被害状況が分かる写真
- ・修理見積書（様式第3号）

■手続きの流れ 裏面 図1を参照してください。

■完了期限 災害発生の日から6月以内

問い合わせ先（書類提出先）

吉田町役場 都市環境課

〒421-0395 吉田町住吉87番地

TEL：0548-33-2161 FAX：0548-33-0362

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ

